



平成27年（行ウ）第16号 大東市市民会館談合損害等請求事件

原告 光城敏雄外4名

被告 大東市長 東坂浩一



訴えの変更申立書

平成29年10月10日

大阪地方裁判所 第7民事部2ハ係 御中

原告訴訟代理人弁護士 井上 善 雄



弁護士 辻 公 雄



弁護士 豊 島 達 哉



弁護士 西 川 満 喜



原告は、下記のとおり、請求の趣旨1及び2を変更する。

請求の趣旨

- 1 被告大東市長は、東坂浩一、西辻勝弘、田中祥生、野口光浩、入江智子、富田建設株式会社、株式会社三住建設、株式会社オオヨドコーポレーションに対し、各自金5594万4000円の請求をしないことの違法を確認する。
- 2 被告大東市長は、東坂浩一、西辻勝弘、田中祥生、野口光浩、入江智子、富田建設株式会社、株式会社三住建設、株式会社オオヨドコーポレーションに対し、

各自金5594万4000円及びこれに対する本訴状送達の日翌日から支払済みまで年5分の割合による金員を請求せよ。

請求の原因

- 1 被告大東市の市民会館設計業務の担当部署である建築営繕課入江智子（以下、「入江」という。）は、平成26年3月下旬頃には、同市が上記設計業務を委託した建総研から、建築確認申請の事前相談をした大阪府建築主事から、建築関係法令に適合するためにはAからEまでの箇所を改修しなければ建築確認申請を出せないとの指摘を受けた旨の報告を受けていた。つまり、この時点で、営繕課は具体的に改修が必要な箇所、つまり、このままでは建築関係法令に適合しないことを知っていたものである。
- 2 そして、営繕課の入江は、建総研から上記指摘・報告を受けたならば、建築関係法令に適合しない違法な工事の入札を実施することを防ぐため、ただちに本件入札に関する契約を担当する契約課に対し、上記指摘を報告しなければならなかった。それにもかかわらず、営繕課の入江は、契約課に対する上記指摘を報告することを怠ったものである。その結果、契約課の過失と相まって建築関係法令に適合しない違法な本件入札が強行されたものである。
- 3 したがって、営繕課入江は、本件入札が建築関係法令に適合するよう善管注意義務を負っているところ、遅くとも営繕課が建総研から上記報告を受けた3月下旬頃の時点で、上記善管注意義務を怠ったものである。
- 4 よって、原告は、上記のとおり請求の趣旨を変更する。

以上